

国大協企画第 40 号
令和元年 9 月 4 日

文部科学大臣
柴 山 昌 彦 殿

一般社団法人 国立大学協会
会 長 永 田 恭 介

令和 2 年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正等について(要望)
——国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために——

国立大学は全国すべての都道府県に設置され、各地域の高度な教育研究の拠点として、高度人材育成と卓越した研究の推進により全ての地域の成長を牽引するとともに、我が国と世界の発展に貢献してきました。

現在、Society 5.0 や人生 100 年時代の到来、地方創生の実現やグローバル化の進展などに伴う諸課題が山積し、知識集約型社会へのパラダイムシフトが進行するなかにおいて、国立大学の役割・機能の拡大が求められています。国立大学は、国民の税金によって支えられている公共財としての責任と役割をより一層自覚し、産業界をはじめとする各方面との連携を深めつつ、教育研究を通じたこれら課題の解決に取り組んでいます。こうした取り組みを促進するため、ガバナンス改革や人事給与・財務等のマネジメント改革に対する国立大学全体としての方針を定め、この方針のもと、各国立大学がそれぞれの強み・特色やこれまでの実績、所在する地域の特性を踏まえ、中期的な展望に基づいて自律的に取り組むことが重要です。

国立大学が、以上の取り組みを着実に実現することができるよう、基盤的経費である運営費交付金の拡充、及び安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のための施設整備費補助金等の拡充について、強く要望するものです。特に、第三期中期目標期間に導入された「3つの重点支援の枠組み」による重点支援については、各大学が強み・特色を発揮した将来ビジョンに基づく機能強化の推進に取り組んでいるところです。優れた取組みを継続的・安定的に実施するためにも機能強化経費の基幹経費化は確実に実施されるようお願いいたします。

国立大学に対する評価と支援については、第四期中期目標期間に向けて、国立大学法人制度の本旨に則り、国立大学が将来を見通した経営戦略の下に自律的な運営を行うことができるよう、中期目標期間の六年間を基本とする評価と資源配分の安定的な仕組みを確立すべきものであり、共通指標に基づく来年度の運営費交付金配分への反映については、各大学の中期目標・計画に基づく教育・研究の戦略的・計画的な取組を阻害する

ことのないような範囲内にとどめるよう強く要望いたします。

また、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく給付型奨学金・授業料減免制度の導入に伴い、これまで各国立大学で支援対象となっていた学部学生（世帯）や留学生が対象外となることが懸念されます。これからの社会変革を担う人材である、国立大学で真摯に学ぶ学生のため、制度の対象外となる学部学生や留学生についても継続して支援できるよう、また大学院生への支援に影響が出ないよう、運営費交付金の確保をしっかりとお願いいたします。

他方、国立大学における教育研究を更に多様化し、発展させていくためには、運営費交付金のみに依存するのではなく、国立大学自ら、外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により、財源の多様化を実現することが必要であることから、引き続き多様な財源確保のための各種の制度的・法的基盤を整備していただくようお願いします。

特に個人寄附については、さらなる拡大を図るため、税額控除の対象を修学支援のみではなく教育研究活動への支援全般に拡充すること、及び、評価性資産寄附にかかるみなし譲渡所得税の非課税承認を受ける要件の緩和についてお願いいたします。

さらに、我が国の投資や寄附にかかる文化を醸成することを目指し、産業界等からさらなる投資を呼び込むための研究開発税制の拡充をはじめ、教育研究活動の一層の推進に資する各種税制上の措置（PFI 推進のための BOT（Build Operate Transfer）方式（※）における固定資産税の非課税化等）をお願いいたします。また、大学機能の強化に資する大学等連携推進法人（仮称）設立、大学・国立研究開発法人の共同研究機能等の一部を外部化可能とする仕組みの制度化にもお力添えをお願いするとともに、これらに対しても国立大学法人と同様の税制上の措置をお願いするものです。

以上の税制改正のほか、関連して、国立大学法人の経営力強化のために現有資産を最大限活用できるよう、長期借入や債券発行の要件緩和、大学周辺の土地活用に関する規制緩和等についてもお願いいたします。

※BOT（Build Operate Transfer）方式とは：民間事業者が施設を大学内に建設、維持管理及び運営し、事業終了後に大学に所有権を移転する方式。

要 望 事 項 一 覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金等の予算額の確保・充実、及び安定的な制度の確立を行うこと・・・・・・・・・・・・・1
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の確保・充実を行うこと・・・・5
- 3 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実を行うこと・・・・・・・・・・6
- 4 科学研究費助成事業（科研費）予算の拡充を行うこと・・・・・・・・・・・・・7

II 重点課題への対応

- 1 地方創生の中核的機能や地方からのイノベーション創出のための支援を拡充すること・・・・・・・・・・・・・8
- 2 海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備すること・・・・・・・・・・・・・15

III 税制改正

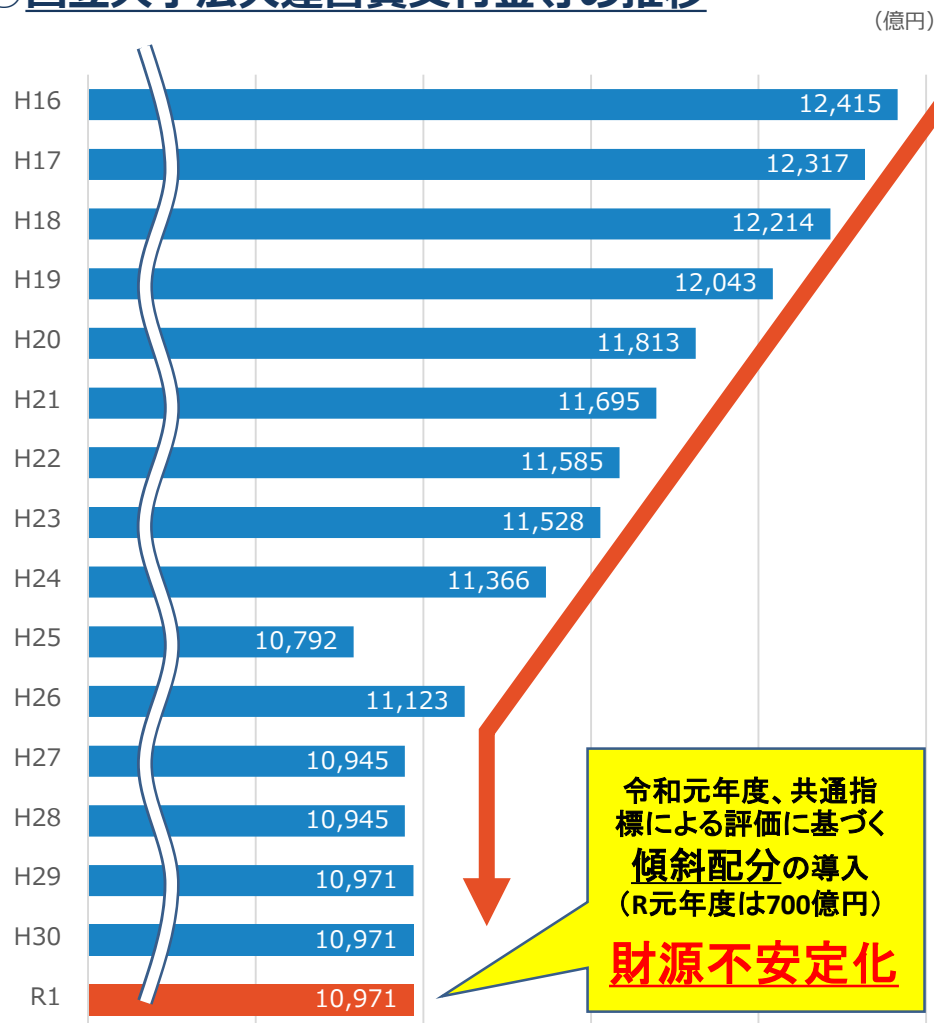
- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般への支援に拡大すること・・・・・・・・・・・・・19

IV 規制緩和

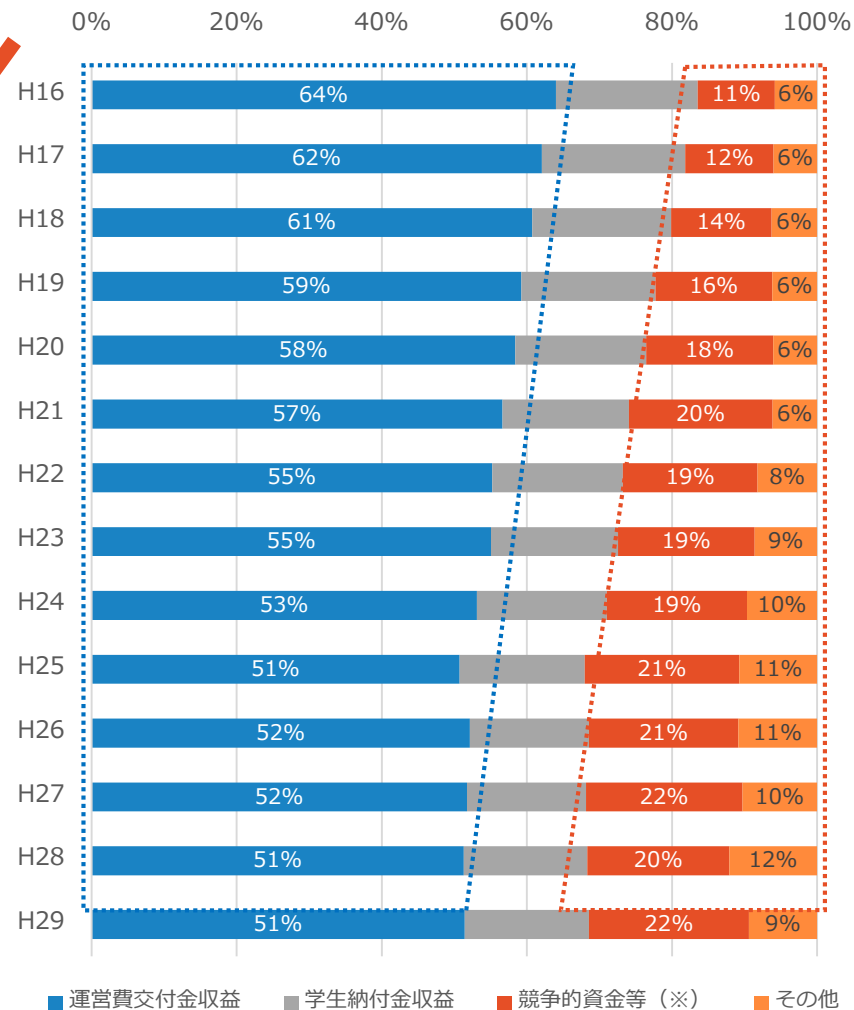
- 1 長期借入や債券発行の要件緩和、大学周辺の土地活用に関する規制緩和等を行うこと
- 2 競争的資金の性格を踏まえつつ、エフォート率に応じて直接経費から人件費支出を可能とするような競争的資金制度改革を行うこと



○国立大学法人運営費交付金等の推移



○予算配分バランスの変化（経常収入の内訳）



(注) 附属病院収益は除く

(注) 競争的資金等は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄付金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額

▶ 基盤となる運営費交付金の拡充と適切な競争的資金のデュアルサポートが必要

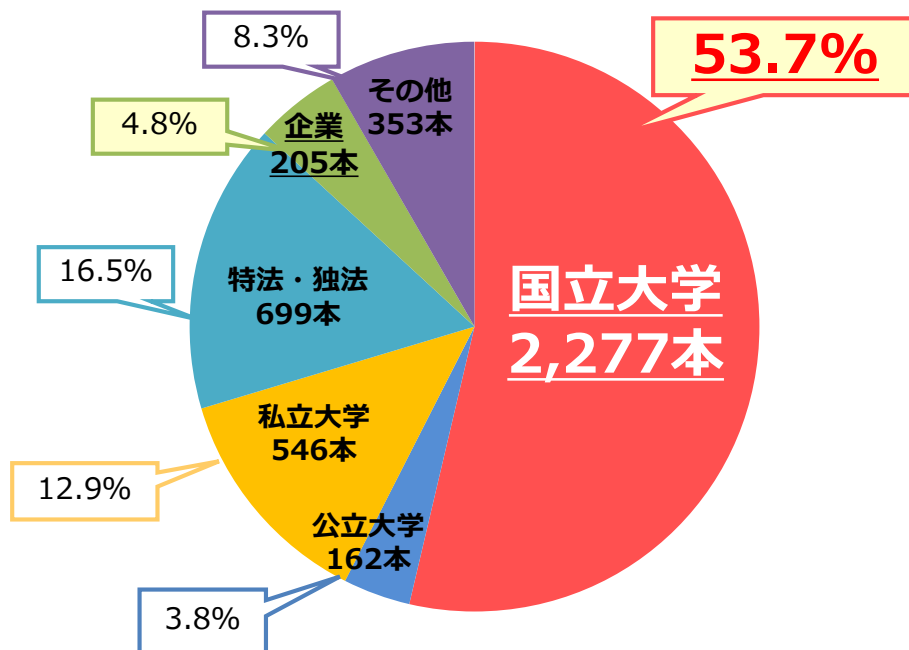


- 我が国のTop10%論文数については、国立大学が国全体の約54%、大学全体の約70%を占める

(出典：科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2017」より国大協作成)

組織区分別Top10%補正論文数

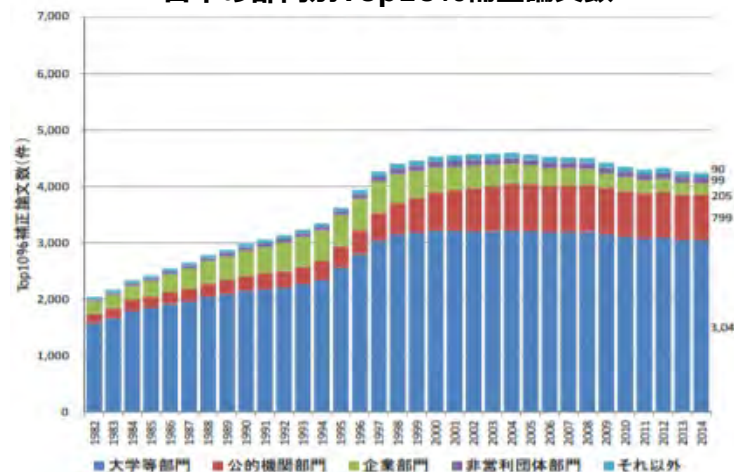
(2013-2015年平均値)



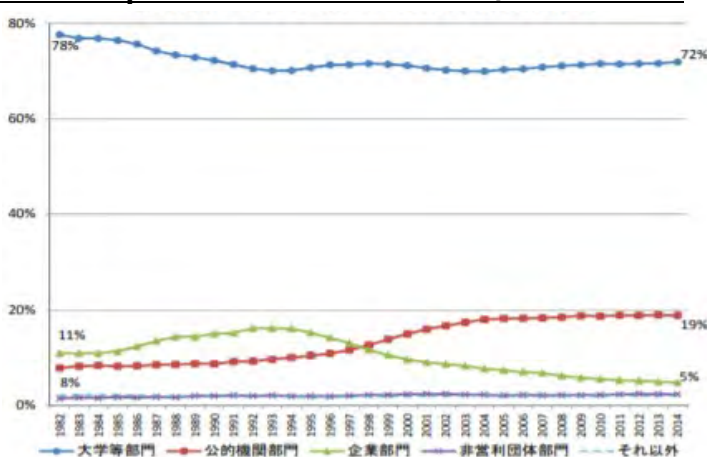
我が国のTop10%論文数の組織別内訳を見ると、**国立大学は約54%を占め、国公私立を合わせた大学全体では約70%を占めている。**

大学の占める割合は近年ほぼ横ばいで推移している。
企業の占める割合は、**1990年代後半から低下を続け、現在は約5%である。**

日本の部門別Top10%補正論文数



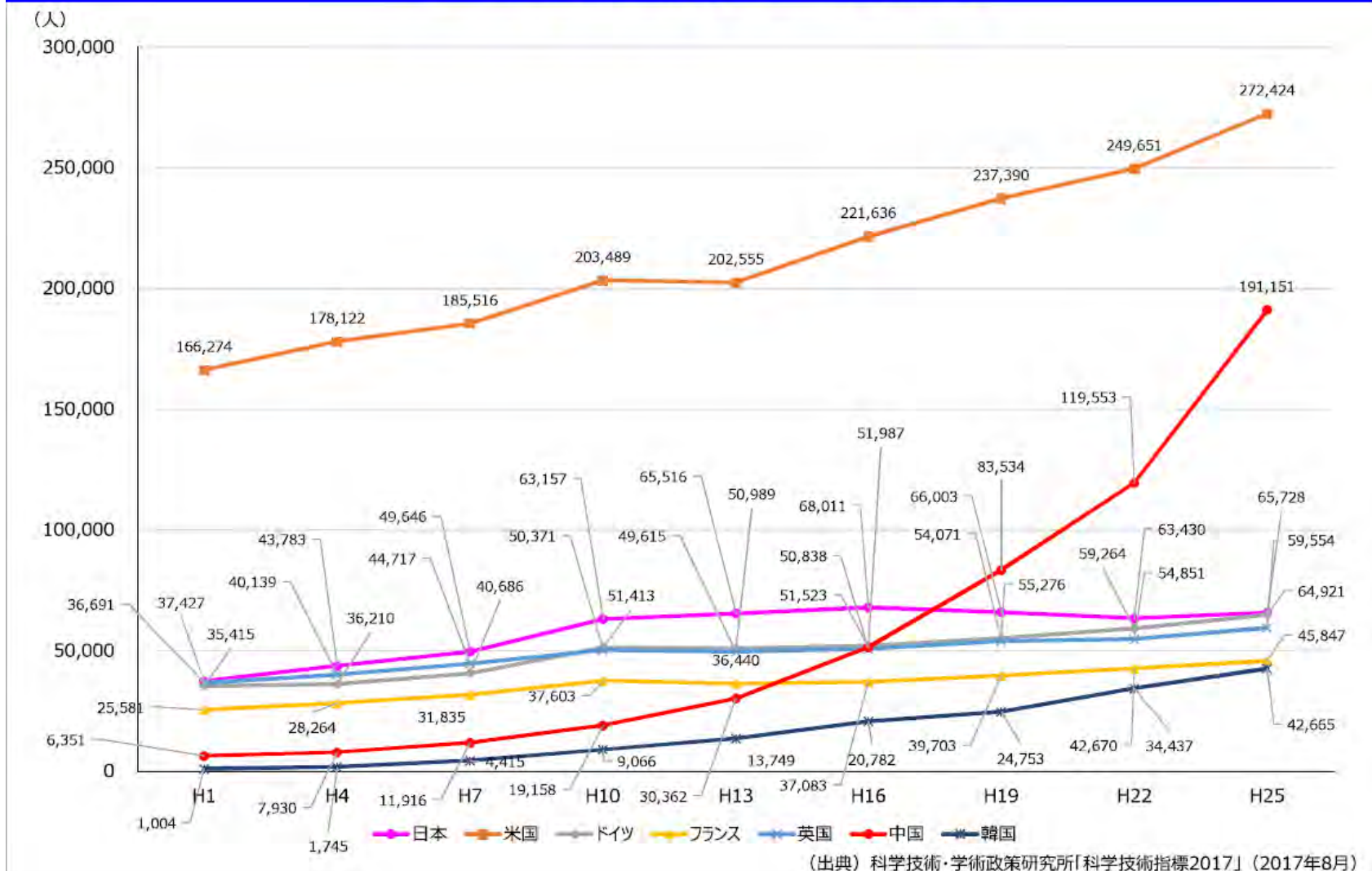
日本のTop10%補正論文における各部門区分の割合



(出典) 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2017-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況-」より作成

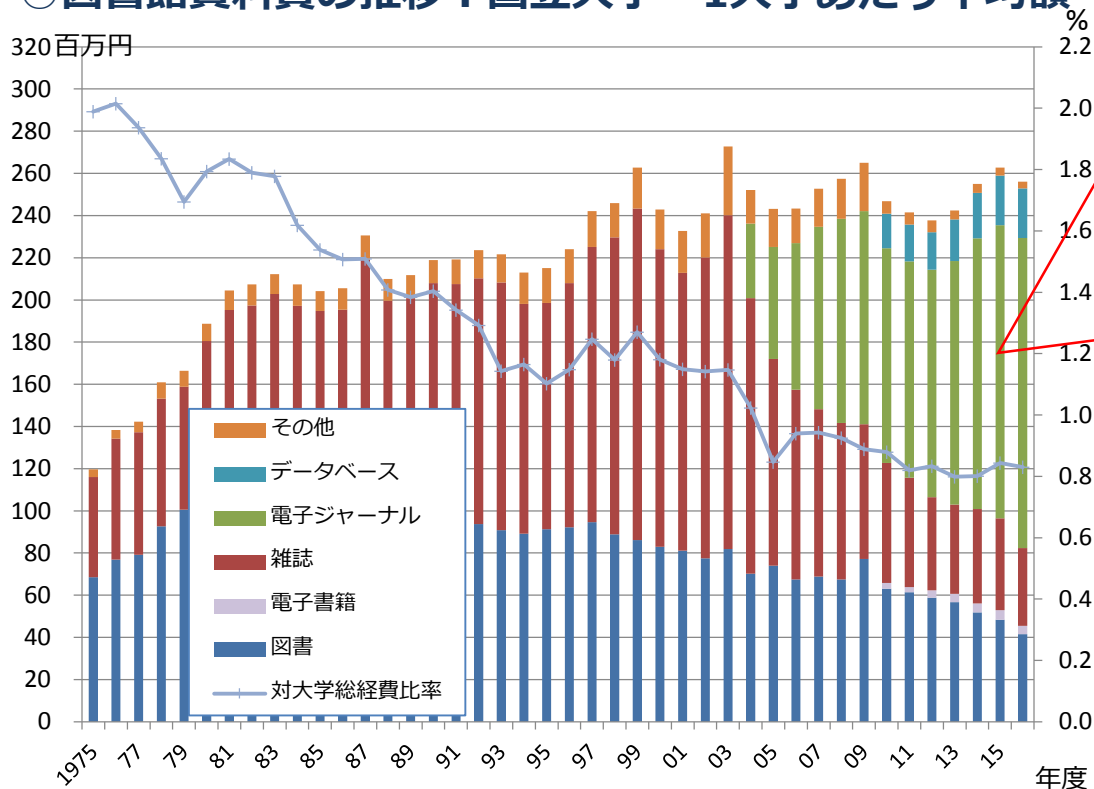
・論文数に関する我が国の国際的地位は、質的・量的ともに低下
 (データ出典：文部科学省「我が国の研究力強化に向けた研究人材の育成・確保に関する論点整理」)

図9 論文数(分数カウント)の推移



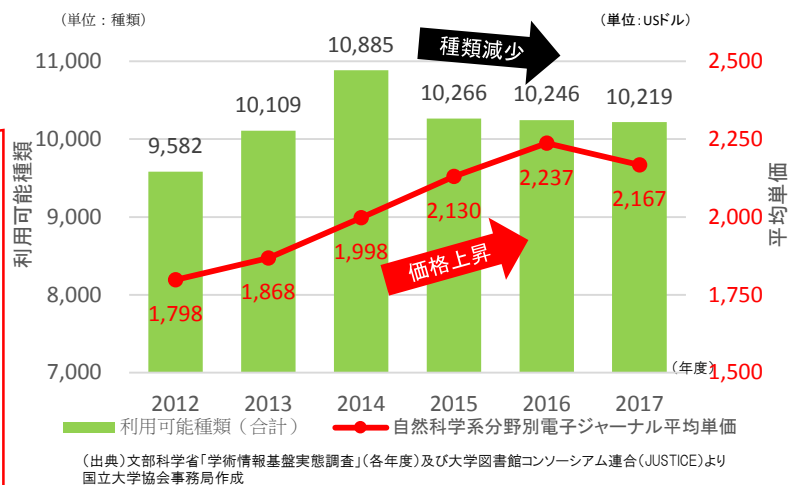


○図書館資料費の推移：国立大学 1大学あたり平均額



(グラフ出典) 文部科学省(旧文部省)の「学術情報基盤実態調査結果報告」(旧「大学図書館実態調査結果報告」)による〔JUSTICE事務局作成〕

1国立大学当たりの電子ジャーナル利用可能種類と自然科学系分野別電子ジャーナル平均単価の推移



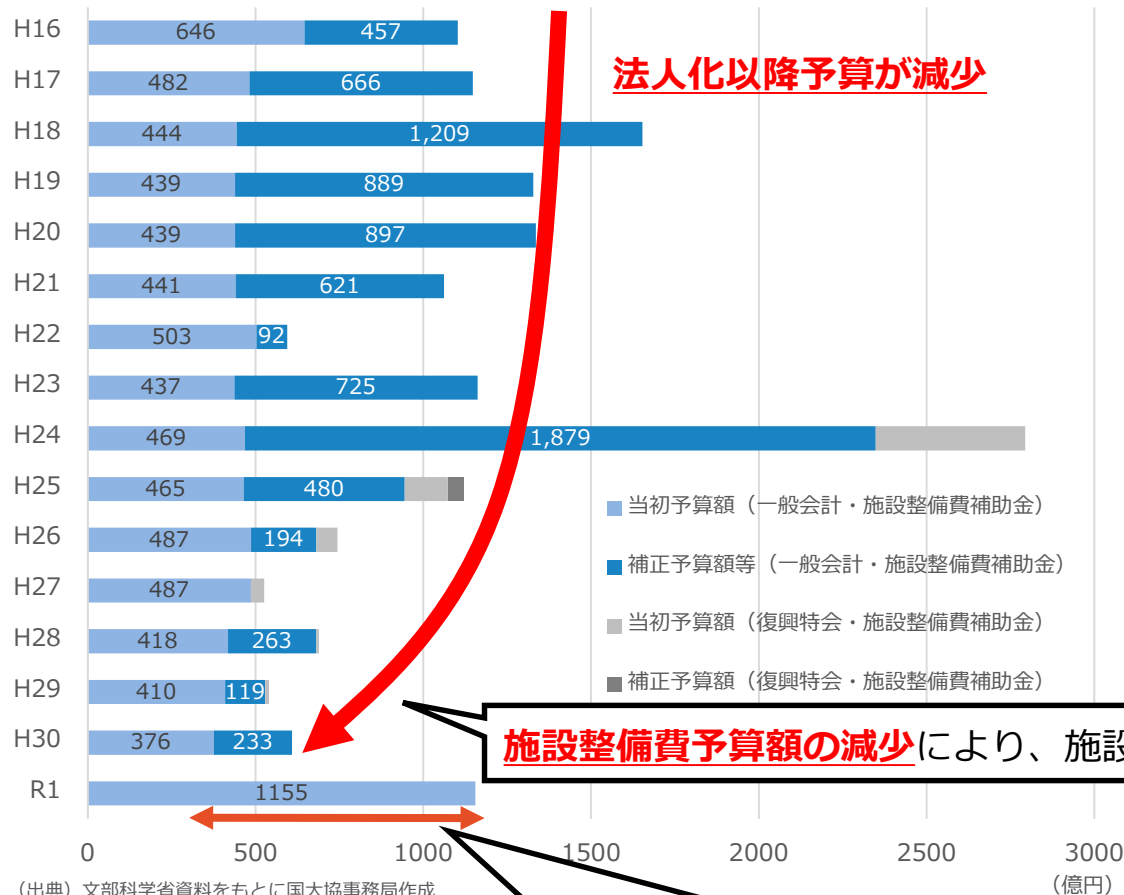
大学予算減少の中で図書館資料費を確保しているが、**必要な学術誌をすべては購入できない**。また、電子ジャーナルの毎年の値上げにより、**予算が同額であれば購読できる学術誌数が漸減し、研究環境悪化の懸念も。**

教育・研究活動に大きな支障

▶ **教育改革推進や研究力の向上のためには、知的インフラの整備拡充が必要不可欠**



○国立大学法人等施設整備費予算額の推移（国費相当分）



施設整備費予算額の減少により、施設の老朽化が進行し**安全面・機能面等に課題**

令和元年度当初予算額のうち**808億円**は
防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）

○施設の老朽化



連絡通路の屋根崩落



電気ケーブルの劣化



外壁・サッシの落下の危険



配管の腐食

一歩間違えれば**大惨事につながる恐れ**

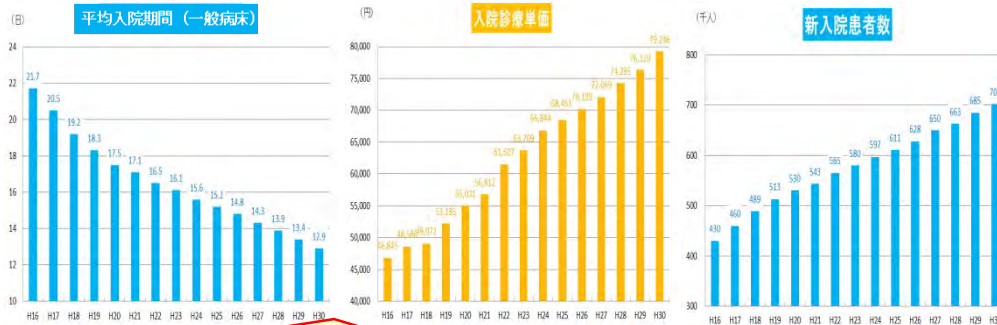
**今後も継続的
予算措置を**

▶ **施設整備費等を確保・充実し、教育研究力強化の環境を整備することが必要**

国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実

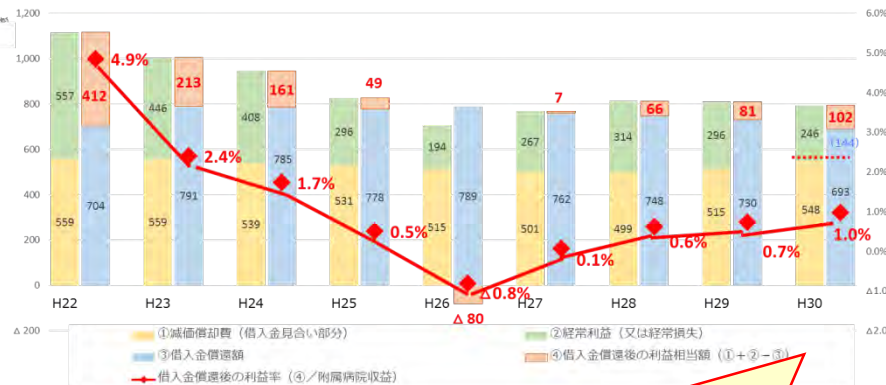
基盤的
経費 3

○主な活動指標



国立大学病院は、法人化以降継続して、平均入院期間を短縮し、入院診療単価を伸ばすとともに、新入院患者数を増やして、**附属病院収益を伸ばしてきた。**

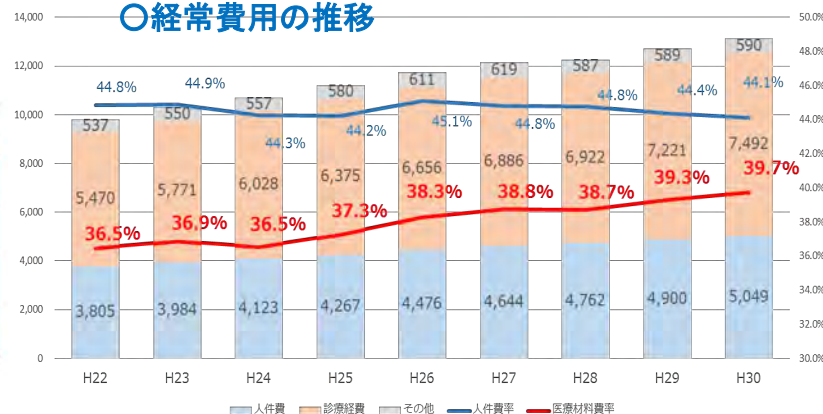
○借入金償還の負担を含めた利益の状況



出典：財務諸表の附属明細書（病院セグメント情報）

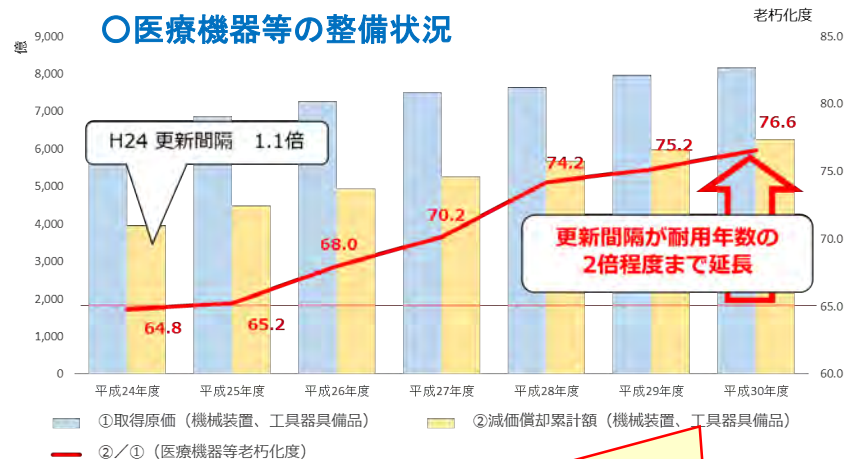
平成30年度の経常利益は42病院計で246億円。一方で、病院施設・医療機器等の整備のための多額の借入金の償還が必要なため、投資などに充てられる**実質的な利益は102億円まで圧縮**される。

○経常費用の推移



経常費用に占める人件費の比率は何とか抑制しているが、高額な新規医薬品等の保険適用が相次ぐ中で、**診療経費を抑えることは極めて難しい。**

○医療機器等の整備状況

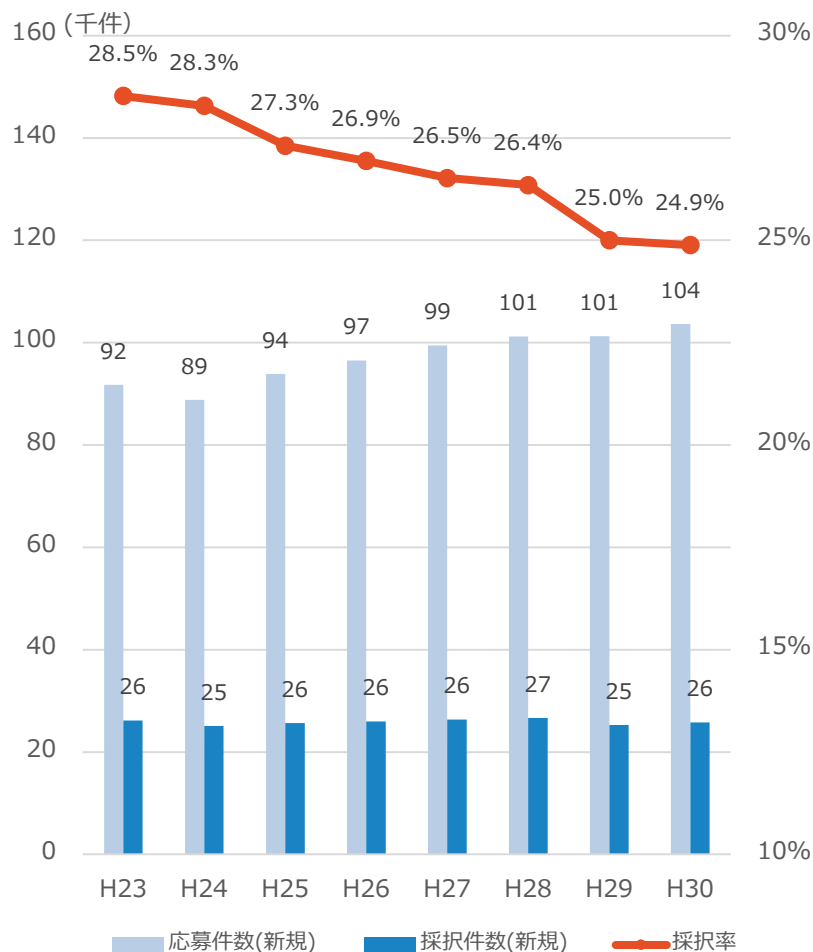


財源が確保できないため、**医療機器の更新が進んでいない。**

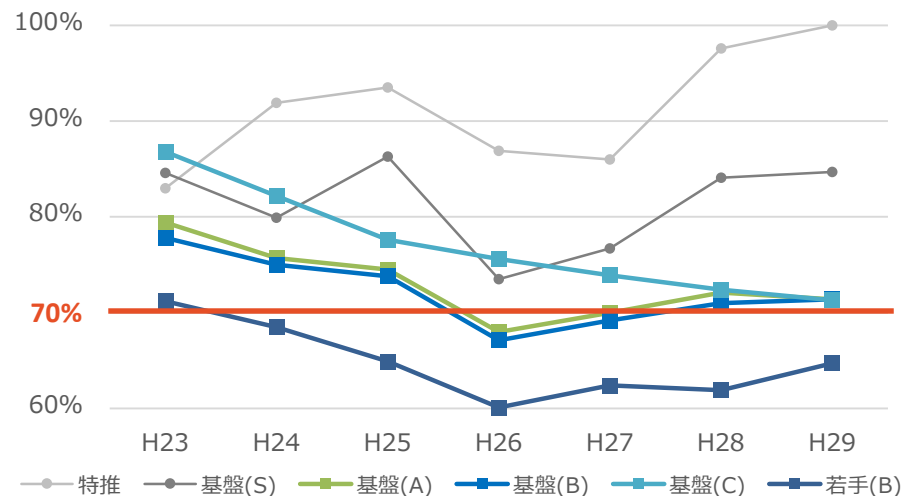
▶新入院患者の獲得等による増収に努めているが、診療経費の伸びを抑えることが難しく、**増収減益**の状況。既に耐用年数を大幅に超過した医療機器を使用しており、医療の質の低下が危惧されるため、**医療機器の導入・更新のための財政的支援が必要。**



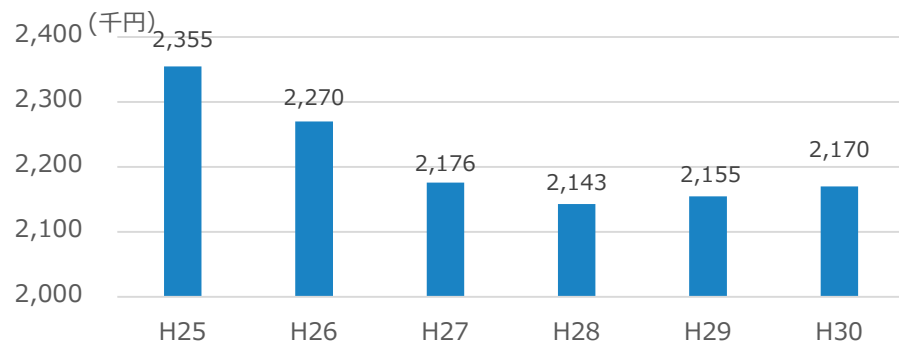
○ 科研費の応募・採択件数、採択率の推移



○ 科研費の充足率の推移



○ 科研費の1課題辺りの平均配分額(直接経費)の推移(新規+継続)



○ 科研費は、全ての学術研究分野を支える競争的な基礎的資金として定着し、新たな産業の創出や安全で豊かな国民生活に大きく貢献している

▶ これを推進するためには、**予算の拡充**を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する**基金化の推進**が必要

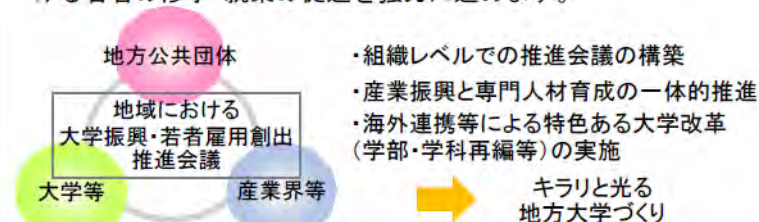
地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 **97.5億円**（30年度予算額 95億円）

〔 内閣府交付金分：72.5億円（地方大学・地域産業創生交付金22.5億円、地方創生推進交付金活用分50億円）
文部科学省計上分：25億円 〕

事業概要・目的

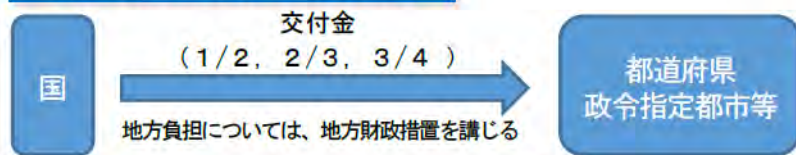
- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



事業イメージ

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、本交付金により支援（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
- このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を交付。

資金の流れ（内閣府交付金）



期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

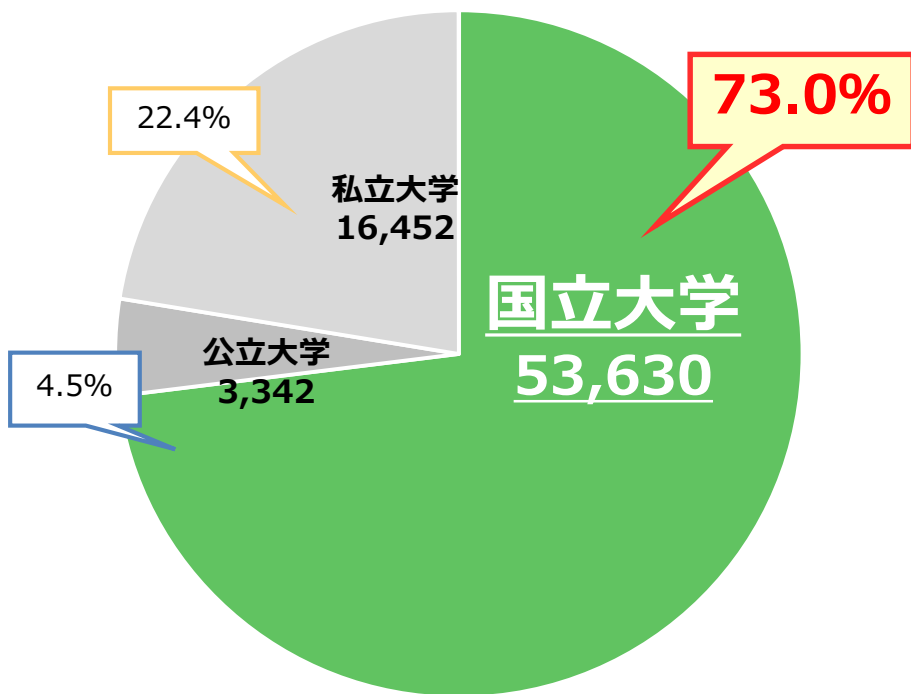
（出典）内閣府地方創生推進事務局「平成 30 年度地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請等及び平成 30 年度地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画の提出等について（H30.6.1事務連絡）」添付資料より抜粋

▶ **地方創生の中核的機能を果たす大学に対して一層の支援を！**



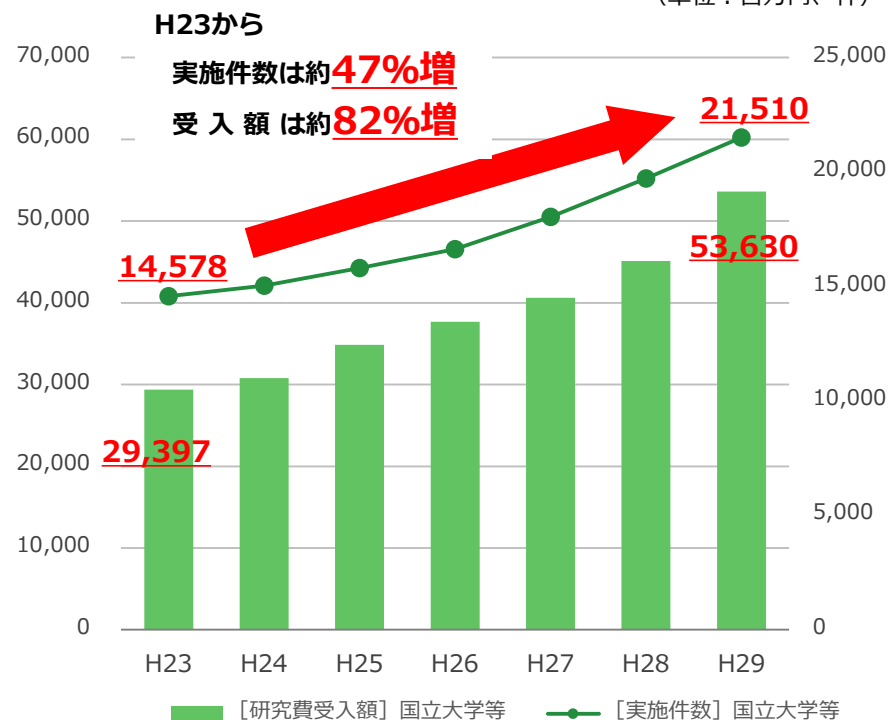
大学における民間との共同研究・受託研究 研究費受入額（H29）

（単位：百万円）



国立大学における民間企業との共同研究・ 受託研究実施件数及び研究費受入額の推移

（単位：百万円、件）



国立大学における共同研究・受託研究の実施件数及び研究費受入額は、平成23年に比して、それぞれ約47%増、約82%増と大幅に増加しており、今後、更なる拡大を図る。